

第
51
回

衆議院議員総選挙

第
27
回

最高裁判所裁判官国民審査

投票日

2月8日(日)

投票時間

午前7時から午後6時まで

あなたの声を国政に反映させるため、あなたの大切な1票を！棄権しないで投票しましょう！

令和8年1月26日が選挙人名簿への登録基準日です

住所要件…令和7年10月26日までに転入の届出をし、引き続き3か月以上町内に住んでいる方

年齢要件…平成20年2月9日までに生まれた方

※令和7年10月7日以前に転出した方は選挙人名簿から抹消されています。

投票所入場券『ハガキ』をお送りします

投票所入場券がご自分のものかを確認し、投票所へご持参ください。

なお、上記に該当していて入場券が届いていない場合でも、期日前投票や選挙当日に投票所で投票することができます。

◆ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。

期日前投票（投票日以外の投票）をされる方は、ハガキ裏面に氏名などの必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。

◆ご自宅で記入することにより、投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

投票日前でも投票できます!!

期日前投票、不在者投票は期間内であれば投票日前でも投票できる制度です。

不在者投票は、指定されている老人ホームや病院に入所・入院されている方、または出稼ぎなどで、投票所に来られない方が利用できます。

期日前投票

当日に仕事や旅行などで投票できない場合は、事前に投票できます。

★投票できる期間：1月28日(水)から2月7日(土)まで

★投票できる時間：午前8時30分から午後8時まで

★投票できる場所：上ノ国町役場 1階 第2会議室

不在者投票

病院への入院、出稼ぎなどで当日、投票所に来られない場合は事前に申請すると、町外の市区町村などで投票できます。

①出稼ぎや長期出張の方 上ノ国町選挙管理委員会に申請すると、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。郵便にかかる日数を考慮し、早めに申請してください。

②老人ホームや病院に入所・入院されている方 不在者投票の指定施設であれば投票できます。詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。

③郵便による不在者投票 身体に重度の障害などがあり一定の要件を満たす方で、投票日に行けない方は、自宅で投票できます。事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

■問い合わせ先 上ノ国町選挙管理委員会 0139-56-8374

※選挙期間中のみ